第４９１２号　令和３年６月２５日

北九州市公報

発　行　所
北九州市小倉北区城内１番１号
北　九　州　市　役　所

目　　次

◇　条　　例

ページ

○　北九州市手数料条例の一部を改正する条例【財政局財務部財政課】　７

○　北九州市市税条例の一部を改正する条例【財政局税務部税制課】　８

○　北九州市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例【保健福祉局地域福祉部介護保険課】　１３

○　北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】　１８

○　北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【保健福祉局保健衛生部保健衛生課】　２０

○　北九州市折尾まちづくり記念館条例【建築都市局折尾総合整備事務所事業調整課】　２２

○　北九州市自動車事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例【交通局総務経営課】　２５

◇　規　　則

○　北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則【保健福祉局保健衛生部保健衛生課】　２７

○　北九州市折尾まちづくり記念館条例施行規則【建築都市局折尾総合整備事務所事業調整課】　２８

◇　告　　示

○　指定地域密着型サービス事業者からの廃止の届出【保健福祉局地域福祉部介護保険課】　３１

○　道路の区域変更【建設局道路部管理課】　３２

○　市道の路線認定【建設局道路部管理課】
３３
○　市道の路線変更【建設局道路部管理課】
３６
○　市道の路線廃止【建設局道路部管理課】
３８

◇　公　　告

○　調達契約に係る一般競争入札の公告【環境局循環社会推進部業務課】
３９
○　大規模小売店舗の変更事項の届出【産業経済局商業・ＭＩＣＥ推進部商業・サービス産業政策課】
４１

◇　上下水道局

○　特定調達契約の落札者の決定（７件）【上下水道局水道部浄水課】
４３

◇　交　通　局

○　北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程【交通局総務経営課】
５０

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市手数料条例の一部を改正する条例

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部改正に伴い、条例において引用する同法等の条項ずれを改めることにしました。

この条例は、令和３年８月１日から施行することにしました。

◇北九州市市税条例の一部を改正する条例

地方税法等の一部改正に伴い、関係規定を改めることにしました。

主な改正内容は、次のとおりです。

１　個人市民税

住宅借入金等特別税額控除の特例について、一定の場合に、その適用期限を令和１７年度まで延長することにしました。

２　固定資産税

浸水被害の防止のために設置する一定の雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置について、適用すべき特例率を定めることにしました。

３　軽自動車税

（１）　令和３年４月１日から令和５年３月３１日までの間に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の電気軽自動車及び一定の排出ガス性能を備えた天然ガス軽自動車（いずれも自家用の乗用のものを除く。）について、車両番号の指定の翌年度の種別割の税率を軽減することにしました。

（２）　令和３年４月１日から令和５年３月３１日までの間に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）で、一定の排出ガス性能及び燃費性能を備えたものについて、車両の性能に応じ、車両番号の指定の翌年度の種別割の税率を軽減することにしました。

この条例は、１及び３については令和３年６月２５日から、２については規則で定める日から施行することにしました。

◇北九州市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、規定の整備を行うことにしました。

この条例は、令和３年６月２５日から施行することにしました。

◇北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い規定の整備を行うことにしました。

この条例は、令和３年６月２５日から施行することにしました。

◇北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

衛生施設の管理について、指定管理者制度を導入することにしました。

この条例は、令和３年６月２５日から施行することにしました。

◇北九州市折尾まちづくり記念館条例

折尾のまちづくりの歴史に関する情報の収集及び提供を行うとともに、住民等の交流及び自主的活動の場を提供することにより、折尾における地域主体のまちづくりの推進に資するため、北九州市折尾まちづくり記念館を設置することにしました。

この条例で定める主な内容は、次のとおりです。

１　施設の名称及び位置を次のとおり定めることにしました。

名称	北九州市折尾まちづくり記念館
位置	北九州市八幡西区堀川町５番２３号

２　施設の使用の許可、指定管理者による管理等について定めることにしました。

３　施設の使用料を次のとおり定めることにしました。

区分	使用料
会議室１	１時間又はその端数ごとに２８０円
会議室２	１時間又はその端数ごとに２８０円
会議室３	１時間又はその端数ごとに２８０円
フリースペース	１時間又はその端数ごとに５６０円
屋外オープンスペース	１時間又はその端数ごとに１，０００円

この条例は、規則で定める日から施行することにしました。

◇北九州市自動車事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

一般乗合自動車の回数旅客運賃を廃止する等のため、関係規定を改めることにしました。

この条例は、令和３年７月２７日から施行することにしました。

◇北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

衛生施設に指定管理者制度を導入することに伴い、指定管理者に管理を行わせようとする施設等の公表や指定管理者の指定の申請の添付書類に関する規定等について、定めることにしました。

この規則は、令和３年６月２５日から施行することにしました。

◇北九州市折尾まちづくり記念館条例施行規則

北九州市折尾まちづくり記念館条例の施行に関し必要な事項を定めることにしました。

主な内容は、次のとおりです。

1　開館時間は、午前９時から午後９時までとすることにしました。

2　休館日は、１２月２９日から翌年の１月３日までの日とすることにしました。

3　使用許可の申請その他の記念館の使用に関する事項について定めることにしました。

4　指定管理者の指定に係る事項の公表その他の指定管理者に関する事項について定めることにしました。

この規則は、北九州市折尾まちづくり記念館条例の施行の日から施行することにしました。

北九州市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和３年６月２５日

北九州市長　北　橋　健　治

北九州市条例第１８号

北九州市手数料条例の一部を改正する条例

北九州市手数料条例（平成１２年北九州市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

別表第３３号中「第１２条第２項」を「第１２条第４項」に改め、同表第３３号の３中「第１３条第３項」を「第１３条第４項」に改め、同表第３３号の５中「第１４条第１３項」を「第１４条第１５項」に改め、同表第３３号の７の３中「第３９条第４項」を「第３９条第６項」に改め、同表第３３号の７の４中「第１条の５第１項」を「第２条の３第１項」に改め、同表第３３号の７の５中「第１条の６第１項」を「第２条の４第１項」に改める。

付　則

この条例は、令和３年８月１日から施行する。

北九州市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和３年６月２５日

北九州市長　北　橋　健　治

北九州市条例第１９号

北九州市市税条例の一部を改正する条例

第１条　北九州市市税条例（昭和３８年北九州市条例第８５号）の一部を次のように改正する。

第１１条の２第１項中「第３２１条の８第１９項」を「第３２１条の８第３１項」に改める。

第１２条第３項中「及び扶養親族」の次に「（年齢１６歳未満の者及び法第３１４条の２第１項第１１号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第２７条の３第１項各号列記以外の部分中「法第３１４条の２第１項第１１号の控除対象扶養親族を除く」を「年齢１６歳未満の者に限る」に改める。

第４０条第４項各号列記以外の部分中「第４８条の１５の５第１項」を「第４８条の１５の４第１項」に、「第４８条の１５の５第２項」を「第４８条の１５の４第２項」に改める。

付則第５条の３第１項中「及び扶養親族」の次に「（年齢１６歳未満の者及び法第３１４条の２第１項第１１号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

付則第６条の３中「平成３４年度」を「令和９年度」に改め、「高齢者の医療の確保に関する法律をいう」及び「一般用医薬品をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、「の使用」を「及びその使用による医療保険療養給付費（医療保険各法等の規定による療養の給付に要する費用をいう。）の適正化の効果が著しく高いと認められる一般用医薬品等の使用」に、「第４１条の１７の２第１項」を「第４１条の１７第１項」に改める。

付則第９条中「、第６３条又は第６４条」を「又は第６３条」に、「、第６３条若しくは第６４条」を「若しくは第６３条」に改める。

付則第９条の２中第１８項を第１９項とし、第１７項を第１８項とし、第１６項の次に次の１項を加える。

１７　法附則第１５条第４６項に規定する条例で定める割合は、３分の１とする。

付則第１０条各号列記以外の部分中「付則第１１条」を「付則第１０条の３、第１１条」に改め、同条第４号中「から第１９条まで」を「及び第１９

条」に改め、同条第７号中「附則第２５条第７項」を「附則第２５条第６項」に改める。

付則第１５条の９中「令和３年３月３１日」を「令和５年３月３１日」に改める。

付則第１８条各項中「同条第１９項」を「第１８項」に改める。

付則第１９条の表以外の部分中「同条第１９項」を「第１８項」に改め、「（以下」の次に「この条において」を加える。

付則第２３条の２第１項中「、同条第１項に規定する特定保有株式（以下この項において「特定保有株式」という。）又は同項」を「又は同条第１項」に改め、「、特定保有株式」を削る。

付則第２７条第４項中「平成３４年度」を「令和９年度」に改める。

付則第２８条第１項の表以外の部分中「第４項」を「第８項」に改め、同条第２項の表以外の部分中「規定する」を「掲げる」に改め、「、当該軽自動車が平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第３項の表以外の部分中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第４項の表以外の部分中「、当該ガソリン軽自動車が平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の３項を加える。

６　法附則第３０条第２項各号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第６６条の規定の適用については、当該軽自動車が令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和５年度分の軽自動車税の種別割に限り、第２項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

７　法附則第３０条第７項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車に対する第６６条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの間に初回車両番

号指定を受けた場合には令和５年度分の軽自動車税の種別割に限り、第３項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

８　法附則第３０条第８項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車に対する第６６条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和５年度分の軽自動車税の種別割に限り、第４項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

付則第２９条第１項中「第５項」を「第８項」に改める。

付則第３２条中「令和２年法律第２５号」の次に「。次項において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を加え、同条に次の１項を加える。

２　市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第６条の２第１項の規定の適用を受けた場合における付則第７条の３の２第１項の規定の適用については、同項中「令和１５年度」とあるのは「令和１７年度」と、「令和３年」とあるのは「令和４年」とする。

第２条　北九州市市税条例の一部を次のように改正する。

付則第９条の２第１９項を削る。

付　則

（施行期日）

第１条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（１）　第１条中北九州市市税条例（以下「市税条例」という。）付則第６条の３の改正規定（「第４１条の１７の２第１項」を「第４１条の１７第１項」に改める部分を除く。）　令和４年１月１日

（２）　第１条中市税条例第１１条の２第１項及び第４０条第４項各号列記以外の部分の改正規定並びに付則第３条の規定　令和４年４月１日

（３）　第１条中市税条例付則第９条の改正規定並びに第２条及び付則第４条の規定　令和５年４月１日

（４）　第１条中市税条例第１２条第３項及び第２７条の３第１項各号列記以外の部分の改正規定並びに市税条例付則第５条の３第１項の改正規定並

びに次条第２項の規定　令和６年１月１日

（５）　第１条中市税条例付則第９条の２中第１８項を第１９項とし、第１７項を第１８項とし、第１６項の次に１項を加える改正規定　規則で定める日

（個人の市民税に関する経過措置）

第２条　第１条の規定による改正後の市税条例（以下「新条例」という。）付則第２３条の２第１項の規定は、令和４年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和３年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

２　前条第４号に掲げる規定による改正後の市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和６年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和５年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（法人の市民税に関する経過措置）

第３条　新条例第１１条の２第１項及び第４０条第４項各号列記以外の部分の規定は、付則第１条第２号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「２号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和４０年法律第３４号。以下この条において「４年旧法人税法」という。）第２条第１２号の７に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（４年旧法人税法第１５条の２第１項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が２号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

２　２号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が２号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び２号施行日前に開始した連結事業年度（４年旧法人税法第１５条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が２号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第４条　令和３年４月１日から令和５年３月３１日までの期間（以下「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第７号）附則第１条第４号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号）附則第６４条に規定する中小事業者等（以下「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下同じ。）をした同条に

規定する特例対象資産（以下「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

北九州市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和３年６月２５日

北九州市長　北　橋　健　治

北九州市条例第２０号

北九州市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

（北九州市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第１条　北九州市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成２４年北九州市条例第４９号）の一部を次のように改正する。

第３条第３項中「市町村」の次に「（特別区を含む。）」を加え、同条に次の１項を加える。

４　軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第７条第４号中「第２２条」を「第２２条第１項」に、「された者で」を「され」に改める。

（北九州市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第２条　北九州市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成２４年北九州市条例第５０号）の一部を次のように改正する。

第３条第３項中「市町村」の次に「（特別区を含む。以下同じ。）」を加え、同条に次の１項を加える。

４　養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第８条第４号中「第２２条」を「第２２条第１項」に、「された者で」を「され」に改める。

第９条に次の１項を加える。

５　特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第１０条に次の１項を加える。

３　ユニット型特別養護老人ホーム等は、入居者の人権の擁護、虐待の防止

等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

（北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第３条　北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成２４年北九州市条例第５１号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「市町村」の次に「（特別区を含む。以下同じ。）」を加え、同条に次の２項を加える。

３　指定居宅サービス等事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

４　指定居宅サービス等事業者は、指定居宅サービス等を提供するに当たっては、法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第１１条第４号中「第２２条」を「第２２条第１項」に、「された者で」を「され」に改める。

第１３条に次の２項を加える。

３　指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

４　指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第１６条の３第３項中「居宅サービス等」を「指定居宅サービス等」に改め、同条第４項中「老人介護支援センター」の次に「（第３６条第４項において「老人介護支援センター」という。）」を、「介護保険施設」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５１条の１７第１項第１号に規定する指定特定相談支援事業者（第３６条第４項において「指定特定相談支援事業者」という。）」を加え、同条に次の２項を加える。

５　指定居宅介護支援等事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

６　指定居宅介護支援等事業者は、指定居宅介護支援等を提供するに当たっ

ては、法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第１８条に次の２項を加える。

４　指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

５　指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第１９条に次の２項を加える。

３　ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

４　ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第２３条に次の２項を加える。

４　介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

５　介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第２４条に次の２項を加える。

３　ユニット型介護老人保健施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

４　ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第２６条の３に次の２項を加える。

４　介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

５　介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第２６条の４に次の２項を加える。

３　ユニット型介護医療院は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

４　ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第２８条に次の２項を加える。

３　指定介護予防サービス等事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

４　指定介護予防サービス等事業者は、指定介護予防サービス等を提供するに当たっては、法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第３２条に次の２項を加える。

３　指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

４　指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第３６条第４項中「老人福祉法第２０条の７の２第１項に規定する」を削り、「介護保険施設」の次に「、指定特定相談支援事業者」を加え、同条に次の２項を加える。

５　指定介護予防支援等事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

６　指定介護予防支援等事業者は、指定介護予防支援等を提供するに当たっては、法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第３７条中「次条（」の次に「第９条第１項及び」を加える。

第３９条中「第１１５条の４６第４項」を「第１１５条の４６第５項」に、「同条第５項」を「同条第６項」に改める。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日から令和６年３月３１日までの間、第１条の規定による改正後の北九州市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第３条第４項の規定、第２条の規定による改正後の北九州市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第３条第４項、第９条第５項及び第１０条第３項の規定並びに第３条の規定による改正後の北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第６条第３項、第１３条第３項、第１６条の３第５項、第１８条第４項、第１９条第３項、第２３条第４項、第２４条第３項、第２６条の３第４項、第２６条の４第３項、第２８条第３項、第３２条第３項及び第３６条第５項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和３年６月２５日

北九州市長　北　橋　健　治

北九州市条例第２１号

北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

（北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第１条　北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成２４年北九州市条例第５３号）の一部を次のように改正する。

目次中「第１８条」を「第１７条」に、「第１９条」を「第１８条」に改める。

第５条第３項中「市町村」の次に「（特別区を含む。第１１条第３項において同じ。）」を加え、「以下」を「同項において」に改め、同条第４項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第９条第４号中「第２２条」を「第２２条第１項」に、「された者で」を「され」に改める。

第１１条第４項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第１６条中「第１８条」を「次条」に改める。

第１７条を削る。

第１８条中「第８条及び第９条」を「第７条から第９条まで」に改め、同条を第１７条とし、第１９条を第１８条とする。

（北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第２条　北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成２４年北九州市条例第５４号）の一部を次のように改正する。

第５条第３項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなけれ

ば」を「講じなければ」に改める。

第９条第４号中「第２２条」を「第２２条第１項」に、「された者で」を「され」に改める。

第１１条第３項及び第１５条第３項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第１９条第３項中「市町村」の次に「（特別区を含む。第２３条第３項において同じ。）」を加え、同条第４項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第２３条第４項及び第２７条第３項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日から令和４年３月３１日までの間、第１条の規定による改正後の北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第５条第４項及び第１１条第４項の規定並びに第２条の規定による改正後の北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第５条第３項、第１１条第３項、第１５条第３項、第１９条第４項、第２３条第４項及び第２７条第３項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和３年６月２５日

北九州市長　北　橋　健　治

北九州市条例第２２号

北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例（昭和４７年北九州市条例第５号）の一部を次のように改正する。

第８条を第１５条とし、第７条を第１４条とする。

第６条を削る。

第５条に次の１項を加える。

２　既納の使用料又は手数料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第５条を第８条とし、同条の次に次の５条を加える。

（指定管理者による管理）

第９条　市長は、衛生施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、当該衛生施設の管理を指定管理者に行わせることができる。

（指定管理者の指定の手続）

第１０条　指定管理者の指定を受けようとするものは、市長が別に定める申請書に当該衛生施設の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

２　前項の規定による申請があったときは、市長は、事業計画書の内容、当該事業計画書に従い当該衛生施設の管理を安定して行う能力等を審査の上、最も適当であると認めたものを指定管理者として指定する。

（指定管理者が行う業務）

第１１条　指定管理者が行う衛生施設の管理の業務は、次のとおりとする。

（１）　衛生施設の維持管理に関する業務

（２）　衛生施設の使用の許可に関する業務

（３）　前２号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

（指定管理者が行う管理の基準）

第１２条　指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、衛生施設の管理を行わなければならない。

（指定管理者等の秘密保持義務）

第１３条　指定管理者の役員若しくは職員若しくはその構成員又はこれらの者

であった者は、衛生施設の管理に関して知り得た秘密を漏らし、又は当該衛生施設の管理の業務以外の目的のために使用してはならない。

第４条を第７条とし、第３条の次に次の３条を加える。

（使用の許可）

第４条　衛生施設を使用しようとする者は、あらかじめ、市長（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に使用の許可を行わせる衛生施設（第６条において「指定管理衛生施設」という。）にあっては、指定管理者。次項及び次条において同じ。）の許可を受けなければならない。

２　市長は、衛生施設の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。

（１）　公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

（２）　衛生施設の設置の目的に反するとき。

（３）　衛生施設を損傷するおそれがあると認めるとき。

（４）　前３号に掲げる場合のほか、衛生施設の管理上支障があると認めるとき。

（使用の許可の取消し等）

第５条　市長は、衛生施設の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第１項の許可を取り消し、当該使用を拒み、若しくは制限し、又は当該衛生施設からの退去を命ずることができる。

（１）　前条第２項各号のいずれかに該当するとき。

（２）　この条例若しくはこの条例に基づく規則若しくはこれらに基づく処分に違反し、又はこれらに基づく関係職員の指示に従わないとき。

（３）　詐欺その他不正の手段により許可を受けたとき。

第６条　前条の規定にかかわらず、市長は、指定管理衛生施設の使用が前条各号のいずれかに該当する場合で必要があると認めるときは、自ら当該使用を拒み、若しくは制限し、又は当該指定管理衛生施設からの退去を命ずることができる。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市折尾まちづくり記念館条例をここに公布する。

令和３年６月２５日

北九州市長　北　橋　健　治

北九州市条例第２３号

北九州市折尾まちづくり記念館条例

（設置）

第１条　折尾のまちづくりの歴史に関する情報の収集及び提供を行うとともに、住民等の交流及び自主的活動の場を提供することにより、折尾における地域主体のまちづくりの推進に資するため、北九州市折尾まちづくり記念館（以下「記念館」という。）を北九州市八幡西区堀川町５番２３号に設置する。

（事業）

第２条　記念館は、次に掲げる事業を行う。

（１）　折尾のまちづくりの歴史に関する情報の収集及び提供に関する事業

（２）　折尾のまちづくりの支援に関する事業

（３）　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

（使用の許可）

第３条　記念館を使用しようとする者は、あらかじめ、市長（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に使用の許可を行わせる場合は、指定管理者。次項及び次条において同じ。）の許可を受けなければならない。

２　市長は、記念館の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。

（１）　公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

（２）　記念館の設置の目的に反するとき。

（３）　記念館を損傷するおそれがあると認めるとき。

（４）　前３号に掲げる場合のほか、記念館の管理上支障があると認めるとき。

（使用の許可の取消し等）

第４条　市長は、記念館の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第１項の許可を取り消し、当該使用を拒み、若しくは制限し、又は記念館からの退去を命ずることができる。

（１）　前条第２項各号のいずれかに該当するとき。

（２）　この条例若しくはこの条例に基づく規則若しくはこれらに基づく処分に違反し、又はこれらに基づく関係職員の指示に従わないとき。

（３）　詐欺その他不正の手段により許可を受けたとき。

第５条　前条の規定にかかわらず、市長は、指定管理者に使用の許可を行わせる場合において、記念館の使用が前条各号のいずれかに該当する場合で必要があると認めるときは、自ら当該使用を拒み、若しくは制限し、又は記念館からの退去を命ずることができる。

（使用料）

第６条　市は、記念館の使用につき、別表に定める使用料を徴収する。

２　使用料は、使用の許可の際に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（使用料の減免等）

第７条　市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料を減免し、又は使用料の徴収を猶予することができる。

２　既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（指定管理者による管理）

第８条　市長は、記念館の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、当該記念館の管理を指定管理者に行わせることができる。

（指定管理者の指定の手続）

第９条　指定管理者の指定を受けようとするものは、市長が別に定める申請書に記念館の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

２　前項の規定による申請があったときは、市長は、事業計画書の内容、当該事業計画書に従い記念館の管理を安定して行う能力等を審査の上、最も適当であると認めたものを指定管理者として指定する。

（指定管理者が行う業務）

第１０条　指定管理者が行う記念館の管理の業務は、次のとおりとする。

（１）　第２条各号に掲げる事業の実施に関する業務

（２）　記念館の維持管理に関する業務

（３）　記念館の使用の許可に関する業務

（４）　前３号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

（指定管理者が行う管理の基準）

第１１条　指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、記念館の管理を行わなければならない。

（指定管理者等の秘密保持義務）

第１２条　指定管理者の役員若しくは職員若しくはその構成員又はこれらの者

であった者は、記念館の管理に関して知り得た秘密を漏らし、又は記念館の管理の業務以外の目的のために使用してはならない。

（委任）

第１３条　この条例に規定するもののほか、記念館の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

（罰則）

第１４条　詐欺その他不正の手段により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の５倍に相当する金額（当該５倍に相当する金額が５万円を超えないときは、５万円）以下の過料に処する。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前になされた第９条に規定する指定管理者の指定の手続に相当する手続は、同条の規定によりなされたものとみなす。

別表（第６条関係）

区分	使用料
会議室１	１時間又はその端数ごとに２８０円
会議室２	１時間又はその端数ごとに２８０円
会議室３	１時間又はその端数ごとに２８０円
フリースペース	１時間又はその端数ごとに５６０円
屋外オープンスペース	１時間又はその端数ごとに１，０００円

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和３年６月２５日

北九州市長　北　橋　健　治

北九州市条例第２４号

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例（昭和３９年北九州市条例第４１号）の一部を次のように改正する。

第１条第１項第２号中「、通勤通学定期旅客運賃」を削り、同項中第３号を削り、第４号を第３号とし、第５号から第７号までを１号ずつ繰り上げ、同条第２項中「額」を「額を」に改める。

第２条の２中「カード式」を「管理者が定めるカード式」に、「回数乗車券」を「普通乗車券」に、「、乗継ぎが」を「乗継ぎが」に改める。

別表第１の１　通常期間定期旅客運賃の表中

「

片道通勤定期旅客運賃	通勤定期旅客運賃の５割引	
通勤通学定期旅客運賃	乗降区間の通勤定期旅客運賃と通学定期旅客運賃の合算額が全区間往復乗車となる場合は２分の１に相当する額、その他の場合は４分の１に相当する額	

を

「

片道通勤定期旅客運賃	通勤定期旅客運賃の５割引	

に

改める。

別表第４の運賃の還付の項中

「

団体旅客運賃に係るもの	団体乗車券１枚につき　１００円
回数旅客運賃に係るもの	回数乗車券１枚又は１冊につき　２００円

を

「

団体旅客運賃に係るもの	団体乗車券１枚につき　１００円

に

改める。

付　則

（施行期日）

1　この条例は、令和３年７月２７日から施行する。ただし、第１条第２項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　改正前の北九州市自動車事業使用料及び手数料条例の規定により発行された通勤通学定期乗車券については、なお従前の例による。

北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和３年６月２５日

北九州市長　北　橋　健　治

北九州市規則第３６号

北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和４７年北九州市規則第３１号）の一部を次のように改正する。

第２条各号列記以外の部分中「昭和４７年北九州市条例第５号」の次に「。以下「条例」という。」を加える。

第４条を第８条とし、第３条の次に次の４条を加える。

（指定管理者に管理を行わせようとする衛生施設の概要等の公表）

第４条　市長は、衛生施設について指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、管理を行わせようとする当該衛生施設の概要、指定管理者の指定の申請の受付場所及び受付期間その他必要な事項を公表しなければならない。

（指定管理者の指定の申請の添付書類）

第５条　条例第１０条第１項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

（１）　定款又はこれに準ずるものの謄本

（２）　申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における収支決算書

（３）　現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類

（４）　事業計画書に係る収支見積書

（５）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（指定管理者の指定の告示）

第６条　市長は、衛生施設について指定管理者の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

（指定管理者の事業報告）

第７条　指定管理者は、毎年度終了後、その管理する衛生施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該年度の翌年度の５月３１日までに市長に提出しなければならない。

付　則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市折尾まちづくり記念館条例施行規則をここに公布する。

令和３年６月２５日

北九州市長　北　橋　健　治

北九州市規則第３７号

北九州市折尾まちづくり記念館条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、北九州市折尾まちづくり記念館条例（令和３年北九州市条例第２３号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（開館時間）

第２条　記念館の開館時間は、午前９時から午後９時までとする。

２　前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、同項の開館時間を変更することができる。

（休館日）

第３条　記念館の休館日は、１２月２９日から翌年の１月３日までの日とする。

２　前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、同項の休館日を変更し、又は臨時に休館日を指定することができる。

（使用許可の申請）

第４条　条例第３条第１項の許可（以下「使用許可」という。）の申請は、申請書を市長（指定管理者に使用許可を行わせる場合は、指定管理者。次項において同じ。）に提出して行わなければならない。

２　使用許可の申請は、記念館を使用しようとする日の３月前から受け付けるものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

３　会議室１又はフリースペースの使用許可の申請は、条例別表に掲げる全ての区分の使用許可の申請を行う場合に限り受け付けるものとする。

（使用料の返還）

第５条　条例第７条第２項ただし書の市長が特別の理由があると認めるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に定める額を返還する。

（１）　天災その他使用者（使用許可を受けた者をいう。以下同じ。）の責めによらない事由により記念館を使用できないとき　使用料の全額

（２）　使用許可を受けた使用の日の４０日前までに使用者が当該使用の中止を申し出た場合で、市長が相当の理由があると認めるとき　使用料の５割に相当する額

（３）　前２号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認めるとき　市長が定める額

（使用権の譲渡等の禁止）

第６条　使用者は、記念館を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（特別の設備等の禁止）

第７条　使用者は、記念館に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けたときは、この限りでない。

（原状回復の義務）

第８条　使用者は、記念館の使用を終了したときは、直ちに、使用した区分を現状に回復しなければならない。条例第４条の規定により使用許可の取消しを受け、又は同条若しくは条例第５条の規定により使用の拒否若しくは記念館からの退去の命令を受けたときも、同様とする。

（損害賠償の義務）

第９条　記念館に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。

（指定管理者の指定に係る事項の公表）

第１０条　市長は、記念館について指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、記念館の概要、指定管理者の指定の申請の受付場所及び受付期間その他必要な事項を公表しなければならない。

（指定管理者の指定の申請の添付書類）

第１１条　条例第９条第１項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

（１）　定款又はこれに準ずるものの謄本

（２）　申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における収支決算書

（３）　現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類

（４）　事業計画書に係る収支見積書

（５）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（指定管理者の指定の告示）

第１２条　市長は、記念館について指定管理者の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

（指定管理者の事業報告）

第１３条　指定管理者は、毎年度終了後、記念館の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該年度の翌年度の５月３１日までに市長に提出しなければならない。

（委任）

第１４条　この規則の施行に関し必要な事項は、建築都市局長が定める。

付　則

（施行期日）

１　この規則は、条例の施行の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の日前になされた第１０条の規定による公表及び第１２条の規定による告示に相当する手続は、これらの条の規定によりなされたものとみなす。

北九州市告示第２６０号

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第７８条の５第２項の規定により、指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第７８条の１１第２号の規定により次のとおり告示する。

令和３年６月２５日

北九州市長　北　橋　健　治

１　認知症対応型共同生活介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
４０７０００１１５３	グループホームおひさまの家	福岡県京都郡苅田町大字稲光１１３０番１号	有限会社リトルデン	令和３年６月７日

２　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
４０９４９０００３４	特別養護老人ホームまつかぜ荘（ユニット型）	福岡県遠賀郡芦屋町緑ヶ丘２番２号	社会福祉法人まつかぜ会	令和３年６月７日

北九州市告示第２６１号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から２週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和３年６月２５日

北九州市長　北　橋　健　治

１　道路の種類　市道

２　路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員（m）	延長（m）
３８３５	塩屋１５７号線	前	若松区塩屋四丁目７番１０１地先から 若松区塩屋四丁目６番１２２地先まで	6.0 ～ 10.2	91.1
		後	若松区塩屋四丁目７番１０１地先から 若松区塩屋四丁目６番１２２地先まで	6.0 ～ 10.2	91.1

北九州市告示第２６２号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第１項の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

その関係図面は、この告示の日から２週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和３年６月２５日

北九州市長　北　橋　健　治

１　道路の種類　市道

２　路線名等

整理番号	路線名	起　点	終　点
３４０６	泉台５１号線	小倉北区泉台二丁目	小倉北区泉台二丁目
３４０７	泉台５２号線	小倉北区泉台二丁目	小倉北区泉台二丁目
３４０８	中井８４号線	小倉北区中井五丁目	小倉北区中井五丁目
６３７２	長行東３４号線	小倉南区長行東二丁目	小倉南区長行東二丁目
６３７３	上貫２８号線	小倉南区上貫三丁目	小倉南区上貫三丁目
６３７４	葛原１０６号線	小倉南区葛原三丁目	小倉南区葛原三丁目
６３７５	葛原本町１１７号線	小倉南区葛原本町三丁目	小倉南区葛原本町三丁目
６３７６	葛原本町１１８号線	小倉南区葛原本町三丁目	小倉南区葛原本町三丁目
６３７７	重住１６号線	小倉南区重住二丁目	小倉南区重住二丁目
６３７８	下貫２６号線	小倉南区下貫二丁目	小倉南区下貫二丁目

６３７９	中曽根２７号線	小倉南区中曽根六丁目	小倉南区中曽根六丁目
６３８０	中曽根２８号線	小倉南区中曽根六丁目	小倉南区中曽根六丁目
６３８１	中吉田１３７号線	小倉南区中吉田五丁目	小倉南区中吉田五丁目
６３８２	長尾６１号線	小倉南区長尾二丁目	小倉南区長尾二丁目
６３８３	湯川新町１２７号線	小倉南区湯川新町二丁目	小倉南区湯川新町二丁目
６３８４	湯川新町１２８号線	小倉南区湯川新町二丁目	小倉南区湯川新町二丁目
３９００	青葉台西９号線	若松区青葉台西六丁目	若松区青葉台西六丁目
３９０１	下原町１３号線	若松区下原町	若松区下原町
２１１２	荒生田８号線	八幡東区荒生田一丁目	八幡東区荒生田一丁目
２１１３	大宮町１２号線	八幡東区大宮町	八幡東区大宮町
７０８９	楠橋東２号線	八幡西区楠橋東一丁目	八幡西区楠橋東一丁目
７０９０	楠橋東３号線	八幡西区楠橋東二丁目	八幡西区楠橋東二丁目
７０９１	楠橋南４号線	八幡西区楠橋南一丁目	八幡西区楠橋南一丁目
７０９２	馬場山緑７号線	八幡西区馬場山緑	八幡西区馬場山緑
７０９３	馬場山緑８号線	八幡西区馬場山緑	八幡西区馬場山緑

７０９４	町上津役西５３号線	八幡西区町上津役西四丁目	八幡西区町上津役西四丁目
７０９５	町上津役西５４号線	八幡西区町上津役西四丁目	八幡西区町上津役西四丁目
１８９３	沢見１６号線	戸畑区沢見一丁目	戸畑区沢見一丁目
１８９４	千防３６号線	戸畑区千防三丁目	戸畑区千防三丁目
１８９５	千防３７号線	戸畑区千防三丁目	戸畑区千防二丁目
１８９６	千防３８号線	戸畑区千防三丁目	戸畑区千防三丁目
１８９７	新池３３号線	戸畑区新池三丁目	戸畑区新池三丁目

北九州市告示第２６３号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１０条第２項の規定により、次のとおり市道の路線を変更する。

その関係図面は、この告示の日から２週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和３年６月２５日

北九州市長　北　橋　健　治

１　道路の種類　市道

２　路線名等

整理番号	路線名	新旧別	起　点	終　点
５３５	湯川飛行場線	新	小倉南区湯川五丁目	小倉南区中曽根東五丁目
		旧	小倉南区湯川五丁目	小倉南区大字曽根
２１４４	下城野１２号線	新	小倉南区下城野二丁目	小倉南区下城野二丁目
		旧	小倉南区下城野二丁目	小倉南区下城野二丁目
２７９２	津田新町１９号線	新	小倉南区津田新町一丁目	小倉南区津田新町一丁目
		旧	小倉南区津田新町一丁目	小倉南区津田新町一丁目
３２５７	貫２６号線	新	小倉南区上貫三丁目	小倉南区上貫三丁目
		旧	小倉南区大字貫	小倉南区大字貫
４９４８	吉田６０号線	新	小倉南区大字吉田	小倉南区大字吉田
		旧	小倉南区大字吉田	小倉南区大字吉田
５１９６	上吉田９０号線	新	小倉南区上吉田一丁目	小倉南区上吉田一丁目

		旧	小倉南区上吉田一丁目	小倉南区上吉田一丁目
６１４２	重住１５号線	新	小倉南区重住二丁目	小倉南区重住二丁目
		旧	小倉南区重住二丁目	小倉南区重住二丁目

北九州市告示第２６４号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１０条第１項の規定により、次のとおり市道の路線を廃止する。

その関係図面は、この告示の日から２週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和３年６月２５日

北九州市長　北　橋　健　治

１　道路の種類　市道

２　路線名等

整理番号	路線名	起　点	終　点
２１２２	大里東３７号線	門司区大里東一丁目	門司区大里東一丁目
２１２７	大里東４２号線	門司区大里東一丁目	門司区大里東一丁目

北九州市公告第４４２号

一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項及び北九州市契約規則（昭和３９年北九州市規則第２５号。以下「契約規則」という。）第４条第１項の規定により次のとおり公告する。

令和３年６月２５日

北九州市長　北　橋　健　治

１　調達内容

（１）　役務の名称及び数量　業務課公用車リース　一式

（２）　履行の内容等　仕様書で定めるとおり

（３）　履行期間　令和３年８月１日から令和９年７月３１日まで

（４）　履行場所　北九州市の指示する場所

（５）　入札方法　総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記入すること。

２　競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

（１）　地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（２）　北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成７年北九州市規則第１１号）第６条第１項の有資格業者名簿に記載されていること。

（３）　北九州市から指名停止処分を受けている期間中でないこと。

３　入札手続等

（１）　契約条項を示す場所及び日時

ア　場所　北九州市小倉北区城内１番１号
　　北九州市環境局循環社会推進部業務課

イ　日時　この公告の日から令和３年７月４日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前９時から午前１１時まで及び午後１時から午後４時まで

（２）　入札説明書等の交付方法　前号アの場所において無償で交付する。

（３）　入札説明会　入札説明会は、行わないものとする。

（４）　競争参加申出書の提出

ア　郵送による場合の競争参加申出書の提出期限　第１号アの場所に書留郵便により、令和３年６月３０日までに必着のこと。

イ　持参による場合の競争参加申出書の提出期限　第１号アの場所に、令和３年６月３０日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に提出のこと。

（５）　入札及び開札の場所及び日時

ア　場所　北九州市小倉北区城内１番１号
　　北九州市役所地下２階第５入札室

イ　日時　令和３年７月５日午後２時

４　その他

（１）　入札保証金及び契約保証金

ア　入札保証金　入札価格の１００分の５以上。ただし、契約規則第５条第７項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ　契約保証金　契約金額の１００分の５以上。ただし、契約規則第２５条第７項第１号又は第３号のいずれかに該当する場合は、免除する。

（２）　入札の無効　次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア　この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ　申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ　契約規則第１２条各号のいずれかに該当する入札

（３）　落札者の決定方法　契約規則第１３条第１項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

（４）　契約書作成の要否　要

（５）　契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

（６）　この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市環境局循環社会推進部業務課
〒８０３－８５０１
北九州市小倉北区城内１番１号
電話　０９３－５８２－２１８０
ＦＡＸ　０９３－５８２－２１９６

北九州市公告第４４４号

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第１項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和３年６月２５日

北九州市長　北　橋　健　治

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

スポーツデポ・ゴルフ５小倉東インター店

北九州市小倉南区上葛原二丁目１８番地１１６

２　大規模小売店舗を設置する者

三井住友信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目４番１号

代表取締役　大山一也

３　変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（１）　変更前

三井住友信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目４番１号

代表取締役　橋本　勝

（２）　変更後

三井住友信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目４番１号

代表取締役　大山一也

４　変更の年月日

令和３年４月１日

５　変更する理由

営業政策上の理由による。

６　届出年月日

令和３年６月２１日

７　縦覧場所

北九州市小倉北区城内１番１号

北九州市産業経済局商業・ＭＩＣＥ推進部商業・サービス産業政策課

８　縦覧期間

この公告の日から令和３年１０月２５日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除く。）の毎日午前８時３０分から午後５時まで

９　意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和３年１０月２５日までに北九州市産業経済局商業・ＭＩＣＥ推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

（１）　氏名又は団体名及び団体にあっては、その代表者の氏名

（２）　住所又は所在地

（３）　連絡先電話番号

（４）　大規模小売店舗の名称及び所在地

（５）　意見

北九州市上下水道局公告第７６号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）第４条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成７年北九州市水道局管理規程第６号）第２条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年北九州市規則第７８号）第１２条第１項の規定により次のとおり公告する。

令和３年６月２５日

北九州市上下水道局長　兼　尾　明　利

１　特定役務の名称及び数量

穴生浄水場電力供給　一式

２　この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地

北九州市上下水道局水道部浄水課

北九州市小倉北区大手町１番１号

３　落札者を決定した日

令和３年４月２８日

４　落札者の名称及び住所

九州電力株式会社

福岡市中央区渡辺通二丁目１番８２号

５　落札金額

１億１，３５９万５，６５８円

６　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

７　一般競争入札の公告をした日

令和３年３月１２日

８　落札方式

最低価格による。

北九州市上下水道局公告第７７号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）第４条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成７年北九州市水道局管理規程第６号）第２条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年北九州市規則第７８号）第１２条第１項の規定により次のとおり公告する。

令和３年６月２５日

北九州市上下水道局長　兼　尾　明　利

１　特定役務の名称及び数量

本城浄水場電力供給　一式

２　この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地

北九州市上下水道局水道部浄水課

北九州市小倉北区大手町１番１号

３　落札者を決定した日

令和３年４月２８日

４　落札者の名称及び住所

九州電力株式会社

福岡市中央区渡辺通二丁目１番８２号

５　落札金額

１億６，８３０万９，０００円

６　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

７　一般競争入札の公告をした日

令和３年３月１２日

８　落札方式

最低価格による。

北九州市上下水道局公告第７８号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）第４条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成７年北九州市水道局管理規程第６号）第２条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年北九州市規則第７８号）第１２条第１項の規定により次のとおり公告する。

令和３年６月２５日

北九州市上下水道局長　兼　尾　明　利

１　特定役務の名称及び数量

伊佐座取水場電力供給　一式

２　この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地

北九州市上下水道局水道部浄水課

北九州市小倉北区大手町１番１号

３　落札者を決定した日

令和３年４月２８日

４　落札者の名称及び住所

九州電力株式会社

福岡市中央区渡辺通二丁目１番８２号

５　落札金額

１億１，２９８万４８７円

６　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

７　一般競争入札の公告をした日

令和３年３月１２日

８　落札方式

最低価格による。

北九州市上下水道局公告第７９号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）第４条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成７年北九州市水道局管理規程第６号）第２条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年北九州市規則第７８号）第１２条第１項の規定により次のとおり公告する。

令和３年６月２５日

北九州市上下水道局長　兼　尾　明　利

１　特定役務の名称及び数量

垂水取水場電力供給　一式

２　この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地

北九州市上下水道局水道部浄水課

北九州市小倉北区大手町１番１号

３　落札者を決定した日

令和３年４月２８日

４　落札者の名称及び住所

九州電力株式会社

福岡市中央区渡辺通二丁目１番８２号

５　落札金額

６，９９６万４，７９０円

６　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

７　一般競争入札の公告をした日

令和３年３月１２日

８　落札方式

最低価格による。

北九州市上下水道局公告第８０号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）第４条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成７年北九州市水道局管理規程第６号）第２条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年北九州市規則第７８号）第１２条第１項の規定により次のとおり公告する。

令和３年６月２５日

北九州市上下水道局長　兼　尾　明　利

１　特定役務の名称及び数量

堀越ポンプ場電力供給　一式

２　この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地

北九州市上下水道局水道部浄水課

北九州市小倉北区大手町１番１号

３　落札者を決定した日

令和３年４月２８日

４　落札者の名称及び住所

九州電力株式会社

福岡市中央区渡辺通二丁目１番８２号

５　落札金額

３，３５９万６６３円

６　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

７　一般競争入札の公告をした日

令和３年３月１２日

８　落札方式

最低価格による。

北九州市上下水道局公告第８１号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）第４条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成７年北九州市水道局管理規程第６号）第２条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年北九州市規則第７８号）第１２条第１項の規定により次のとおり公告する。

令和３年６月２５日

北九州市上下水道局長　兼　尾　明　利

１　特定役務の名称及び数量

猪熊取水場電力供給　一式

２　この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地

北九州市上下水道局水道部浄水課

北九州市小倉北区大手町１番１号

３　落札者を決定した日

令和３年４月２８日

４　落札者の名称及び住所

九州電力株式会社

福岡市中央区渡辺通二丁目１番８２号

５　落札金額

２，６１４万６，５６５円

６　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

７　一般競争入札の公告をした日

令和３年３月１２日

８　落札方式

最低価格による。

北九州市上下水道局公告第８２号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）第４条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成７年北九州市水道局管理規程第６号）第２条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年北九州市規則第７８号）第１２条第１項の規定により次のとおり公告する。

令和３年６月２５日

北九州市上下水道局長　兼　尾　明　利

１　特定役務の名称及び数量

井手浦浄水場他９施設電力供給　一式

２　この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地

北九州市上下水道局水道部浄水課

北九州市小倉北区大手町１番１号

３　落札者を決定した日

令和３年４月２８日

４　落札者の名称及び住所

九州電力株式会社

福岡市中央区渡辺通二丁目１番８２号

５　落札金額

６，５７２万１８７円

６　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

７　一般競争入札の公告をした日

令和３年３月１２日

８　落札方式

最低価格による。

北九州市交通局管理規程第５号

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和３年６月２５日

北九州市交通局長　福　本　啓　二

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程（昭和３９年北九州市交通局管理規程第７号）の一部を次のように改正する。

別表第１及び別表第１の２を次のように改める。

別表第１（第１条関係）

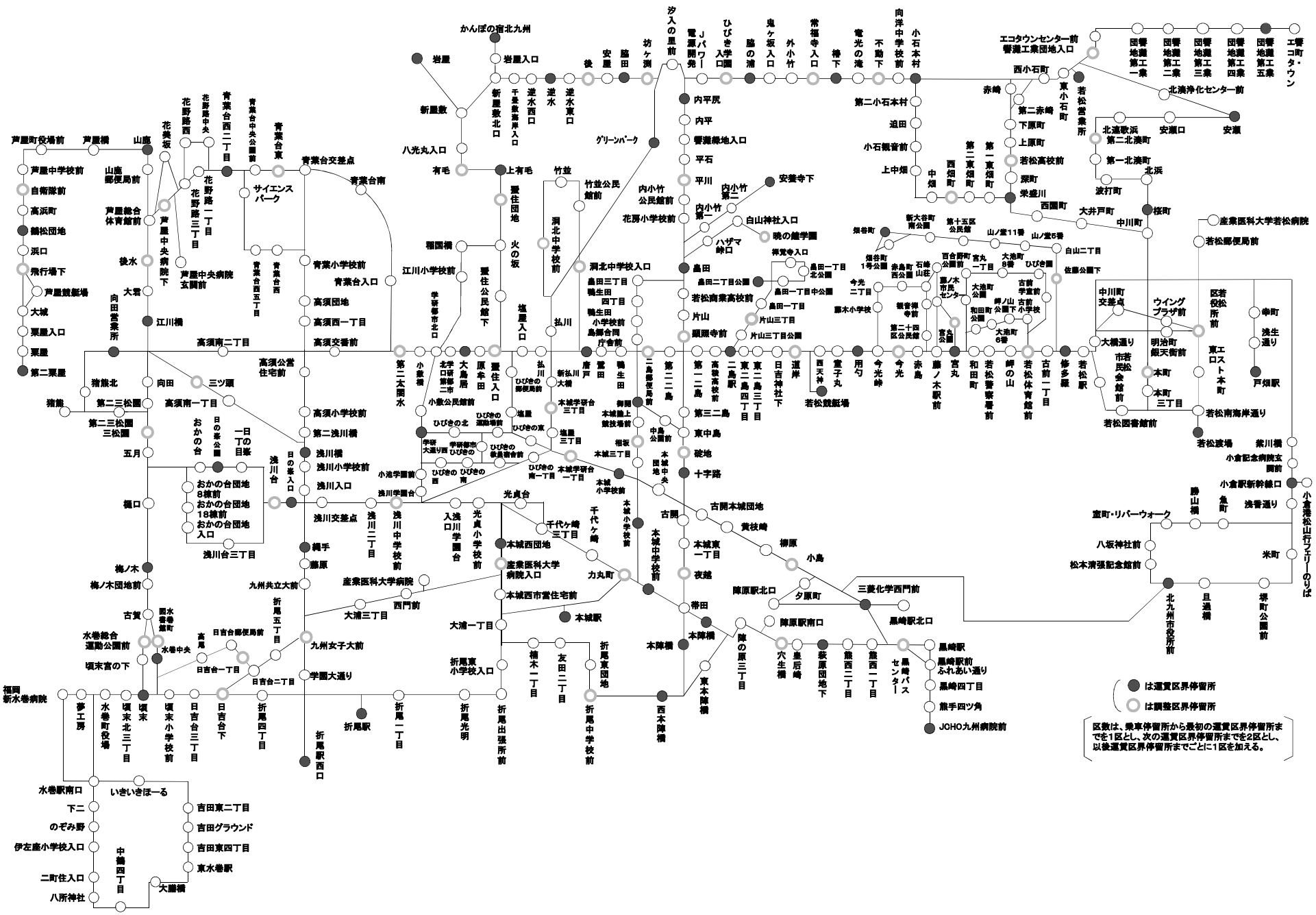
は運賃区界停留所
は調整区界停留所
区数は、乗車停留所から最初の運賃区界停留所までを1区とし、次の運賃区界停留所までを2区とし、以後運賃区界停留所までごとに1区を加える。

別表第１の２（第３条の３関係）

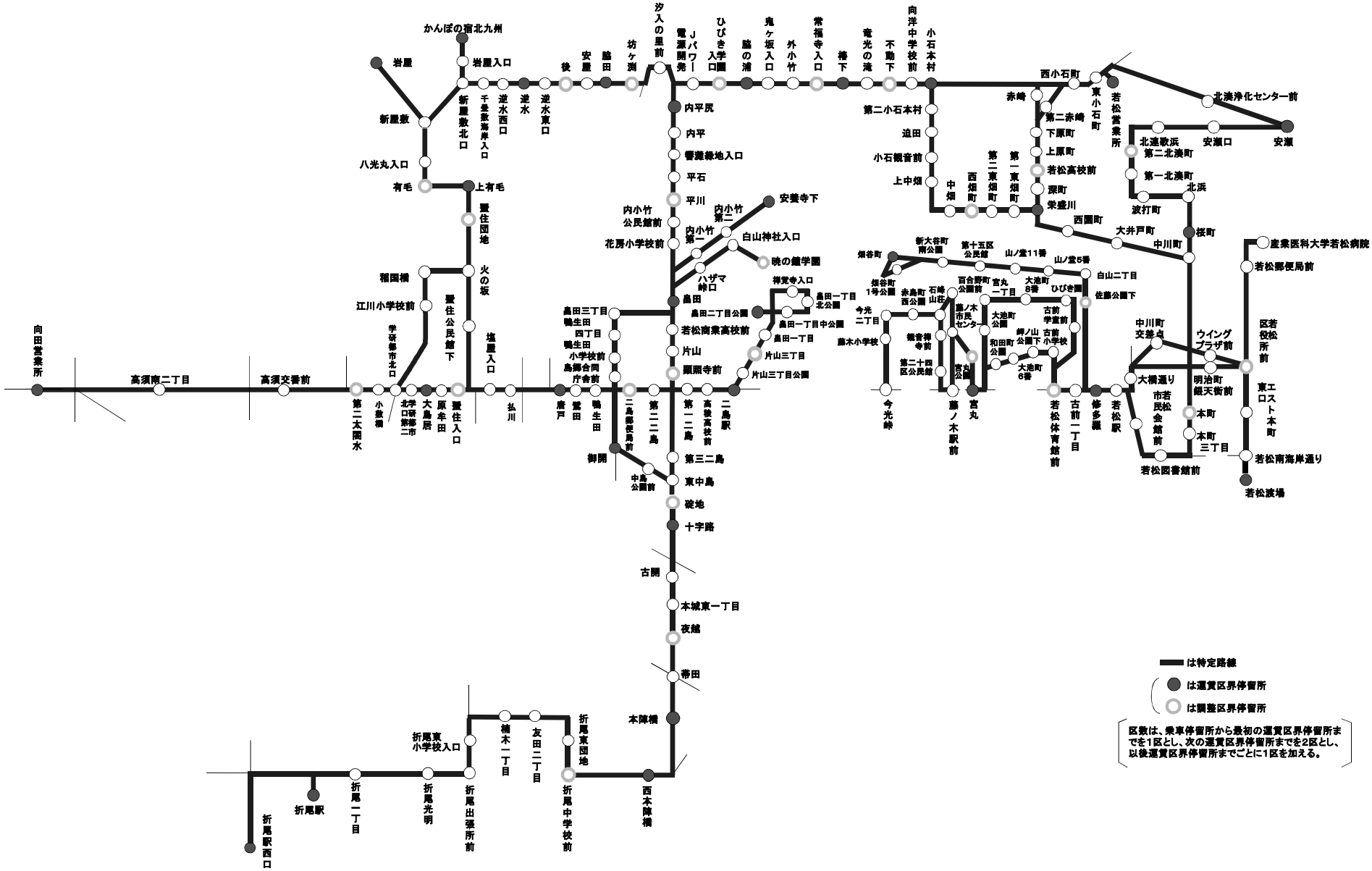

別表第３及び別表第３の２を次のように改める。

別表第３（第１４条の２関係）

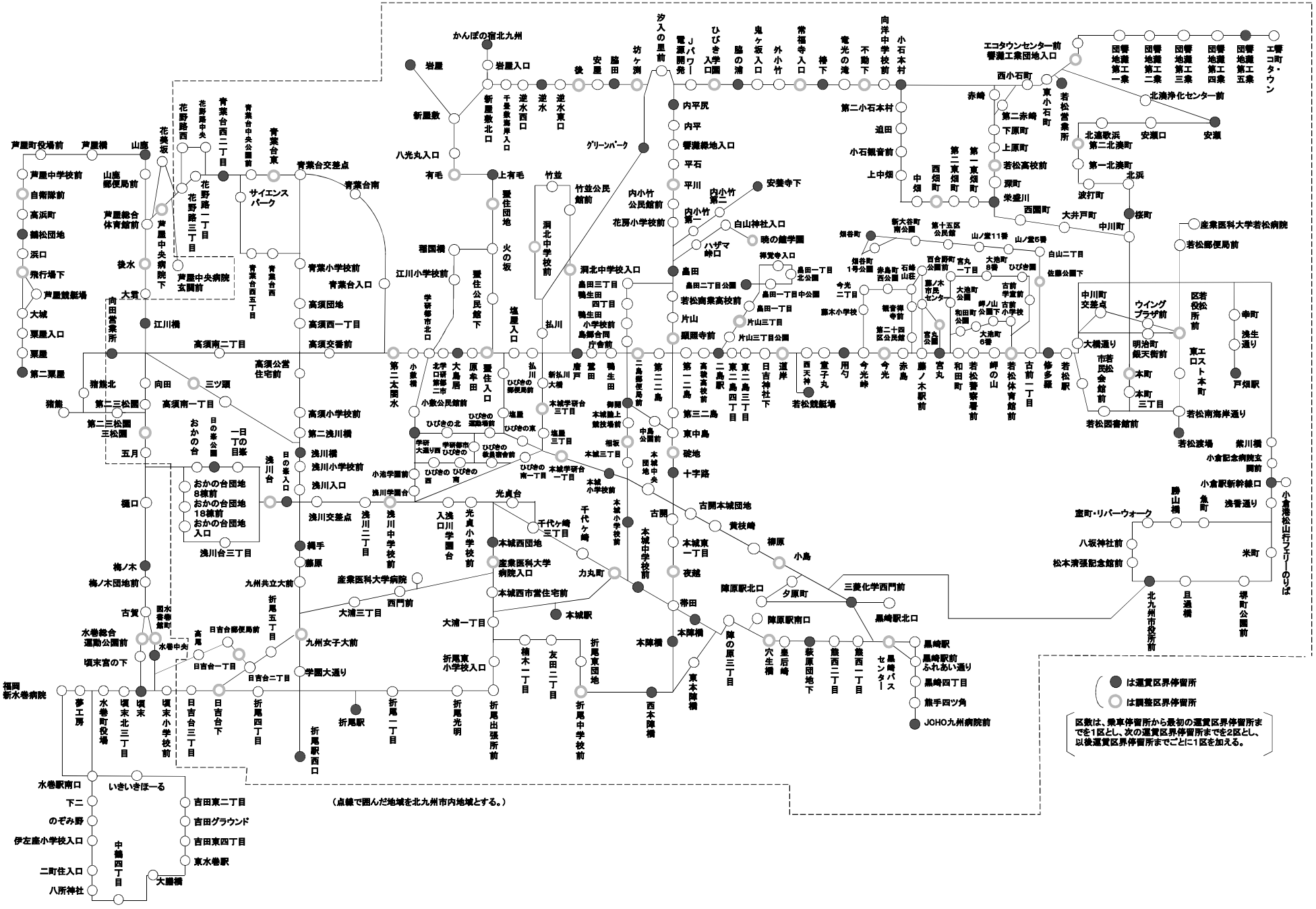

別表第３の２（第１４条の３関係）

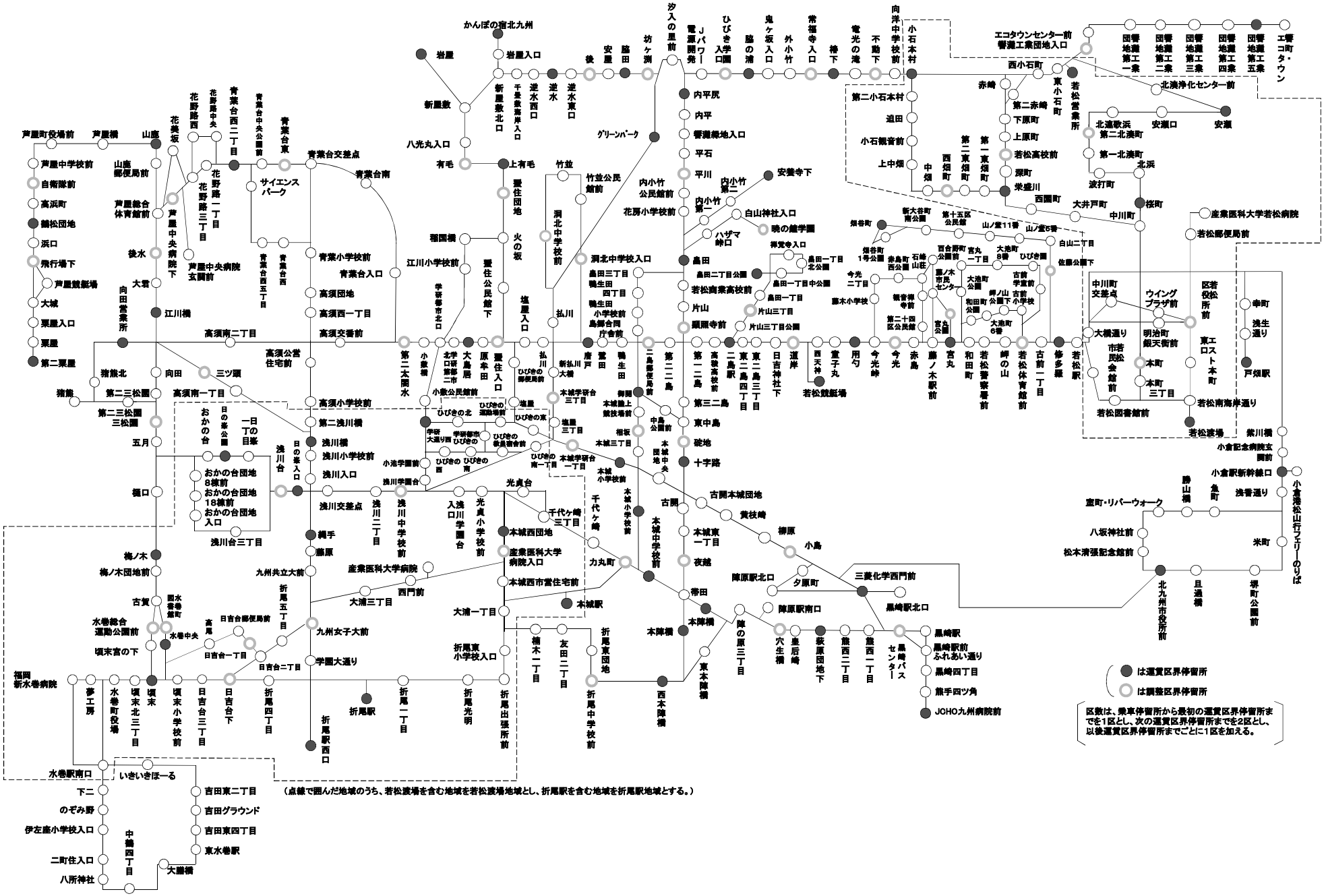

付　則

（施行期日）

1　この規程は、令和３年７月１３日から施行する。

（経過措置）

2　改正前の北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程（以下「旧規程」という。）の規定により発行された乗車券で、この規程の施行の際現に効力を有するものは、改正後の北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の規定により発行されたものとみなす。

3　前項に定めるもののほか、旧規程の規定により発行された乗車券の取扱いについては、別に管理者が定める。